

前区議会議員の政治資金規正法違反事案における
調査について

令和4年6月
自民党豊島区議団

<はじめに>

令和4年1月、自民党豊島区議団に所属していた2名の議員が政治資金規正法違反第22条の9第2項の「(略)同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。」に違反し書類送致された。

2名は3月24日に略式起訴され、3月30日に東京簡易裁判所から罰金 20万円 選挙権及び被選挙権を有しない期間1年の略式命令を受けた。

これは、令和3年5月、堀こうどう元都議会議員の政治資金パーティにおいて区の部長級職員に対して本人と部内の課長職の宛名入りパーティのご案内を配付したことについての法律違反が問われたものである。

自民党豊島区議団では、2名の前議員並びに堀こうどう元都議会議員、並びに会派所属議員に聞き取り調査を行ってきた。

調査の結果から本件発生の背景には議員の「政治資金規正法の内容に関する理解不足」があったものと認められた。

自民党豊島区議団では、本件の調査検討を行い、問題点について共有した。本件については、堀こうどう元都議会議員の政治資金パーティであるが、会派としてこのような事態を防ぐことが出来なかったことについては反省し、今後については法令遵守の徹底を確認し、再発防止に努めていく。

1. 調査概要

調査は、堀こうどう元都議会議員、2名の前議員に電話、対面等によるヒアリングを随時行ってきた。

調査開始日:令和4年3月26日

対象者:堀こうどう元都議会議員、前議員2名

調査方法:電話及び対面でのヒアリング

調査実施者:区議団正副幹事長

2. 事案の概要

前議員2名が令和3年5月24日午前、区役所内において各部の部長に対して、部内の各課長の宛名が明記された堀こうどう元都議会議員の政治資金パーティのご案内が入った封筒の配付を依頼したことについて、政治資金規正法第22条の9第2項に抵触する行為を行ったもの。略式命令に当たり2名の前議員は捜査機関から3回以上の聴取を受けた。

<略式命令の内容>

罰金 20万円 選挙権及び被選挙権を有しない期間1年

3. 両前議員の対応

3月24日付にて2名の前議員は議員辞職した。辞職の理由については、「パーティの案内を持参したのは事実であり、これにより、

区の職員さんに何らかの処分が下されることがあっては迷惑がかかってしまう。この混乱を招いたことについては責任を感じたところであり、議員を辞するという形での自発的に道義的責任をとらせていただいた」。

堀こうどう元都議会議員は2名の議員辞職について「区職員の方々の書類送致、略式処分という結果を見据えた中で道義的責任を取るべく、議員として一番重い形での責任の取り方である議員辞職ということで責任を果たされました。しかしながら、議会に対して十分な説明をすることなく辞職に至ったことについては私の責任を痛感するところであります。」とのコメントを発出した。

4. 会派の対応

(1) 役職の辞職

総務委員長 辞任（令和4年4月15日付）

子ども文教委員長 辞任（令和4年4月15日付）

副都心開発調査特別委員長 辞任（令和4年4月15日付）

（議会運営委員会委員長、議会報告会実行委員長、議会改革検討会会長は辞職に伴い欠員となったが、役職には就かず委員の補充等のみの対応を行った。欠員は辞職と同じく令和4年3月24日付）

広報編集委員会委員長 辞任（令和4年4月21日付）

上記の通り全ての委員長を辞任した。

(2) 新年度での役職

世話人会において令和4年度については議長、副議長、監査は求めないことを報告。

(3) 会派対応 時系列

3月29日 正副幹事長会において本件の説明並びにお詫びを行う。

4月 4日 正副幹事長会において、総務委員長、子ども文教委員長、副都心開発調査特別委員長を辞任の意向を報告。

4月 5日 正副幹事長会において、質疑を行う。

4月 8日 区議団 Facebook ページにてお詫び文を掲載。

4月11日 正副幹事長会において質疑を行う。

4月15日 議員協議会において本件の説明並びにお詫びを行う。

4月20日 正副幹事長会において質疑を行う。

4月27日 正副幹事長会において、堀こうどう元都議会議員のコメントを報告。

5月10日 正副幹事長会において質疑を行う。

5月18日 正副幹事長会において質疑を行う。

5月24日 正副幹事長会において質疑を行う。

5月25日 区議団単独にて議長給与減額条例を提案し、
可決成立。

5月27日 正副幹事長会において質疑を行う。

6月 1日 正副幹事長会において質疑を行う。

5. 事案等の時系列

・令和3年5月24日午前 2名の前議員にて豊島区役所内で各部の部長級職員へご案内を配布。本人宛と所属課長分を配布。両前議員はパーティ券の購入を強制的に迫ったことはない。また、部長級職員にアポイントを取った上での配付ではなく、在席していなかった際には他の職員に配付および伝言を依頼した。ご案内配付の範囲は記憶では部長職、課長職の全員である。

・令和3年6月14日18:30～ 堀こうどう元都議会議員

政治資金パーティ開催(オンライン形式)

当日の現地参加人数:自民党豊島総支部関係者、

堀こうどう支援者等 20名程度

オンライン視聴者の数:配信の為、不明

パーティ券区職員購入数:記憶では30～40名

- ・令和4年1月 2名の前議員が書類送致
- ・ 同 年3月24日 2名が議員辞職
- ・ 同 年3月30日 略式命令 罰金 20万円
- ・ 選挙権及び被選挙権を有しない期間1年

6. 再発防止対応

会派内において、本件の調査検討を行い、問題点について共有した。また、区が行っているコンプライアンス研修について、区議団としても研修する方向で進めている。

本件については、堀こうどう元都議会議員の政治資金パーティであるが、会派としてこのような事態を防ぐことが出来なかったことについては反省し、今後については法令遵守の徹底を確認した。

<終わりに>

本事案調査にあたり、過去における本件と同様の違法行為の有無についても2名の前議員、区議団所属議員、旧自民党会派所属議員に確認を行った。

その結果、政治資金パーティに区の職員が参加していたような記憶があると答えた者はいたが、いつのパーティであったか、各種団体の新年会などではなかったかなどあいまいな点があり、明確に記憶しているものはいなかった。またパーティのご案内を誰が、いつ、どのようにして配布したかなどの詳細について明確に記憶しているものはおらず、結果として過去に同様の違法行為があったか否かについては確認することが出来なかった。

しかしながら、本件事案となった政治資金規正法第22条の9第2項について全員が明確にその内容を理解していたとはいえ、本件事案を機に問題点について共有した。今後は法令順守の徹底を再度確認し、再発防止に努めていく。そして、今後も新たな事実が判明した際には適宜報告していく所存である。

更には、政治倫理条例の制定に向けてより一層の努力を行い、区民からの信頼回復に全力を尽くしていくために努力していく所存である。

政治資金規正法違反について

この度は、私が主催した政治資金パーティーのご案内配付に際して、職員8名と区議会議員2名が書類送致され、3月30日付で職員2名が政治資金規正法第22条の9第1項違反にて、議員2名が政治資金規正法第22条の9第2項違反にて略式命令を受けました。本件につきましては豊島区並びに職員の皆様方に対して多大なご迷惑をおかけし、また議会に対しては 混乱を招き、主催者として心よりお詫び申し上げます。2名の区議会議員については、区職員の方々の書類送致、略式処分という結果を見据えた中で道義的責任を取るべく、議員として一番重い形での責任の取り方である議員辞職ということで責任を果たされました。しかしながら、議会に対して十分な説明をすることなく辞職に至ったことについては私の責任を痛感するところであります。

職員・議員ともに各メディアでの報道、SNS 等による社会的制裁を受けることとなりました。主催者として、このような事態を未然に防ぐことが出来なかったことは 痛恨の極みであり、深く反省しております。ついては、皆様に対する説明責任を果たすため、これまでの経緯について報告させていただきます。

<政治資金パーティーの概要>

開催日: 令和3年6月14日 午後6時半より オンライン形式にて

当日の現地参加人数: 自民党豊島総支部関係者、堀こうどう支援者等

20名程度

オンライン視聴者の数: 配信の為、不明

<ご案内の配付について>

令和3年5月24日午前、区役所内において2名の議員により、各部の部長に対して、部内の各課長の宛名が明記された政治資金パーティーのご案内が入った封筒の配付を依頼した。

部長にアポイントを取って配付に回ったわけではなく、部長が在席していなかった際には他の職員に配付および伝言を依頼した。

以上の通りです。尚、今回の件につき「10年来やっている」「長年の慣例だった」との一部マスコミ報道がありますが、そのような事実は確認できませんでした。今後につきましては、法令遵守の徹底と再発防止に努めてまいります。本件についての全ての責任は私にあります。改めまして、豊島区並びに職員の皆様方に対して多大なご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

令和4年4月27日堀 こうどう